発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ノ内ビルデング 781号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447

Tel (212) 4007·1447 編集 期内 六郎 印刷所 関東図書株式会社 定価200円(年間購読料参千円) 1981年3月25日発行 第13巻第3号 (毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 13 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

# 高齢化社会への対応によせて

Attitude to Correspond for Aging Society

評議員 文教大学教授 菊 池 幸 子 Prof. Sachiko Kikuchi.

高齢化社会の急速な到来に備えて、それに対する理解と意識の啓蒙を行なうために、あちこちで研究会や研修会が開催されている。政府は年金、医療制度の改革をはじめ、老人福祉サービスに関する対策の実施を急いでいるし、労組ないし福祉諸団体は、それぞれの立場からの利害に基いて政策実施の主張を続けている。

私もまた福祉社会の実現をめざす立場から高齢 化社会への対応のし方を研究するものであるが、 ここで現在のわが国にもっとも必要で基本的な原 理は、あのスウェーデンでとっている「老人を特 別扱いしない」という、いわば福祉の常態化 (normalization)であると思う。

すなわちスウェーデンにおいて、基本的なコンセンサスを得ている老人福祉の指針となるべき諸原則は次のように決められている。

(1)通常化の原則―各個人は年をとっても、可能な限り、通常の環境のもとに生活し、活動すべきである。

(2)人は全人格としては握される一人間の心理、 肉体、生活福祉の全般的ニーズは、単一の文脈に おいて評価され、取扱われるべきである。

(3)自己決定の原則一人は自らの生活を自己の意志で決定する権利がある。年をとってもこの権利は保障されるべきである。

(4)影響と参加の原則一各人は社会参加し、その 影響を社会全般に及ぼすことができるが、老人も また自ら参加して、責任をもち、必要とされるこ とを望んでいるから、これを生かそうというもの である。

(5)適切な管理下にある活動の原則―老人は正常な刺戟のある環境のなかで、他人と緊密な協力関係を維持しながら、有意義な役割を果すべきであるということである。

以上の原則でもわかるように、老人福祉が基本的に目指しているものは、年老いた人々に対し、経済的な保障、適切な住宅、奉仕と養護の機会、社会参加の場を提供するが、それはいわゆる「バラマキ福祉」ではなく、本人の意志で自主的に選択し、亨受すべきだということである。スウェーデンでは65歳を過ぎると誰でも退職して年金受給の権利を得るが、年金受給後も、従来の家庭生活を継続し、できるだけ社会参加によって活動を続け、一般社会人と対等な交流を続けようというのである。

国際障害者年に当る本年、障害者との接触態度 として福祉のノーマライゼーションの普及が盛ん に行なわれているが、高齢化社会への対応にも同 じ原理の普及が必要だと私は考えるのである。

# 目 次

# スウェーデン経済の動向―スタグフレーションとの闘い

Swedish Economy under Stagflation

永 山 評議員 東海大学教授 Prof. Yasuhiko Nagayama,

石油ショック後、先進工業諸国はスタグフレー ションに悩まされている。低成長下で物価上昇率 は加速化し、同時に失業の増大と国際収支の赤字 が拡大するというトリレンマに悩んでいるわけで ある。さらに、1979年に発生した第二次石油ショ ック後には、財政赤字が拡大するという新しい悩 みが加わった。このようなスタグフレーション的 症状は、先進工業国には、どこでも多かれ少なか れ見られる共通の現象である。スウェーデンも、 アメリカ、イギリスなどと共に、典型的な症状を 示している。

スウェーデンは"福祉国家"として有名なの で、スウェーデン経済の不振をとかく「福祉」と の関連でとらえようとする傾向がある。例えば、 この種の議論として典型的なのは、行き過ぎた福 祉が国民の勤労意欲を失なわせ、また高福祉が高 い税金と巨大な政府をもたらし、その結果経済の 活力が失なわれるという説である。福祉と経済的 効率が両立するか否かという議論の段階を過ぎ、 高福祉は経済を破壊するというわけである。しか し、問題はそれほど単純ではない。

第一に、福祉の拡大が巨大な政府、つまり公的 部門の肥大化をもたらし、経済効率を損ったとい うが、これは原因というよりも、むしろ民間部門 (市場経済部門) の不振の結果である 場合 が多 い。ソ連を含めた先進工業諸国における第一次石 油ショック後の1974~78年における鉱工業生産の 成果(生産数量の伸び率)をみると、年平均増加 率が最も高かったのはソ連で6.2%、次いでノル ウェー (5.7%) で、日本 (1.0%) や西ドイツ (1.0%) はフランス (1.3%) やイタリア (1.9 %) よりも悪く、最も悪かったのがスイスでマイ ナス1.3%で、1979年になっても73年の水準にま で回復していない。スウェーデンは1974年~78年 の年平均で -0.7%であったが、79年に回復した ため (対前年比 6.6%) ほぼ 73年の水準に戻っ た。この結果からみると、市場経済の程度が強い 経済ほど、少なくとも量的生産の成果が良くなか

ったように思われる。

次に、経済成長率(実質GNP第1表参照)を みると、最も悪いのも実はスイスであり、石油シ ョック後の、1975,76年にそれぞれ、-7.4,-2.4%と大きく落込み、1974~78年の年平均成長率は -1.0%である。次いで、イギリス(0.8%)、ニ ュージーランド (1.1%)、スウェーデン (1.2%) などが悪く、逆にノルウェー (4.4%)、日本 (3. 7%)、カナダ(3.2%)、フランス(3.0%)な どが高かった。ソ連も第10次5ケ年計画の実績

第1表 主要先進工業国の成長率 (GNP) 1974-80年

| 年      | 1974 ~ 78 年<br>年平均成長率 | 79   | 80年        |  |
|--------|-----------------------|------|------------|--|
| スウェーデン | 1,2%                  | 3.8% | 2.3/4%     |  |
| ノルウェー  | 4.9                   | 3.2  | $2.3/_{4}$ |  |
| 日 本    | 3.7                   | 6.3  | 4.8        |  |
| アメリカ   | 2.5                   | 2.3  | -1.5       |  |
| 西ドイツ   | 2.0                   | 4.4  | 2.0        |  |
| フランス   | 3.0                   | 3.2  | $1.1/_{2}$ |  |
| イギリス   | 0.8                   | 1.7  | -2.5       |  |
| スイス    | -1.0                  | _    | -          |  |
| ソ 連    | ※ 3.5(76-79年平均)       | 2.0  | 3.8        |  |

※ソ連は国民所得の上昇率

資料出所:OECD、スウェーデンの80年は Nationalrākens-Kaperna; Konjunktur Läget. 日本は企 画庁実績見込み その他はOECD予測

(1976~79年の4ケ年の平均) 値では、国民所得 の上昇率は年平均3.5%で日本やカナダ並みの成 長をしている。さらに、第2次石油ショックが発 生した79年以降も含めると、イギリス、アメリカ およびスイスの実績が最も悪いという意外な結果 になっている。

生産と経済成長に関する限り、自由主義経済の 分は悪いようである。しかし、ソ連のような統制 を避け、自由や民主主義を維持しながら高い成長 を維持するのが、 先進国 共通の 課題に なってい る。低すぎる成長経済では、 福祉の 向上 どころ が、現在の水準の維持すら不可能である。この点 で、スウェーデン経済の成果(パフオーマンス) は良くない。

### 経済不振の二大要因

スウェーデン経済の不振は、いろいろな要因から生じているが、最も重要なものとして、

- 1) 労使関係が不安定になり、賃金に対する価格 メカニズムが石油ショック以前ほば働らかなく なったこと、
- 2)70年代後半から国内の投資率が急減し、それに伴って生産性の上昇率も低落したことである。

なお、スウェーデンはノルウェーとともに、世界同時不況とされた1974~75年に、比較的高い成長をした後、76~78年に景気後退になったという、景気循環のずれも考慮すべきである。しかし、70年代後半から発生した民間部門における著しい設備投資不振の要因は、単に景気循環のずれでなく、アメリカや西ドイツなどと同様、特定の産業が高い賃金コストのため存立の基盤がゆらいできたことが指摘される(この点については、

「苦悩するスウェーデン経済」日経経済教室2月24日参照)。また、スウェーデンの企業の海外投資は増加しており、1978年におけるスウェーデン企業の海外投資は約30億クローナであった。しかし、海外の企業のスウェーデン国内への投資は減っており、同年の投資は7.9億クローナで、スウェーデン企業の海外投資の26%にすぎない。これが国内投資不振に拍車をかけている。

さらに問題なのは、労使関係の安定である。従来、スウェーデンの労使関係は安定していることでよく知られており、労使間の安定を示す象徴としてスウェーデンの労使関係は、「スウェーデン・モデル」と呼ばれてきた。これは、1)、強力な労使の中央組織(LO、TCOおよびSAF)が労働市場をほぼ完全にカバーしていること、2)、賃金その他の労働条件は基本協約で規制されていること、3)、労働者を代表するのは肉体労働者の組合LO、ホワイト・カラーの組合TCOであり、賃金交渉はこの二組合が代表し、労働生産性と海外の物価動向を考慮して決定されることなどである。

したがって、ストやロックアウトの発生率はき わめて低い。労働争議、ストやロックアウトによ る労働損失日数は、雇用者10人当りで1970~78年 の9年間の平均で、年間0.04日にすぎなかった。 これを労使関係が安定していることで有名な西ド イツ (0.57日) や日本 (1.38日) と比較すると、10分の1以下である。なお、アメリカは5.26日、イタリアは14.5日である。

しかし、近年この安定した労使関係にも不協和音が出てきたようである。第1に、労組の組織率が高く、労働市場を支配しているため、インフレ下の経済で賃金協約が生産性の上昇を上回わりがちになっていること、第2には、労使共同決定法をめぐって、LOとTCO間の協調の足並みが乱れがちになっていることであるが、ここでは主として、第1の問題を説明する。

スウェーデンのような高齢化社会では、福祉支出(主として年金など)はいわば固定費であり、インフレーションになると名目の福祉支出は自働的に膨脹する。他方、組合はインフレによる実質所得を補償しようとして、生産性上昇を無視した大幅な名目賃金の引上げをこころみる。しかし、高い累進税制の下では名目賃金の引上げは、結局より高い課税を招いてしまい実質賃金はあまり伸びない。しかも、福祉支出はインフレとともに、勤労所得(名目)にスライドして上昇するため、税収以上の財政赤字を生んでしまうという悪循環をあたらす。このスタグフレーション下の悪循環を断ち切るため賃上げを自粛するか、もう一つの要因である投資をふやす必要がある。賃上げは第2表のように、77年まではかなり大幅であった。

第2表 スウェーデン雇用者の賃上げ率

(TCO, LO) 1971-78

| 年    | ホワイトカラー<br>部門・賃上げ率 | ブルーカラー<br>協約上昇率 | 賃 金<br>スライド |  |  |  |
|------|--------------------|-----------------|-------------|--|--|--|
| 1971 | 12.2%              | 7.7%            | 4.6%        |  |  |  |
| 72   | 9.6                | 6.2             | 2.9         |  |  |  |
| 73   | 8.1                | 4.3             | 3.8         |  |  |  |
| 74   | 11.3               | 4.9             | 6.2         |  |  |  |
| 75   | 17.8               | 11.5            | 6.0         |  |  |  |
| 76   | 13.4               | 7.2             | 6.4         |  |  |  |
| 77   | 8.5                | 5.9             | 3.5         |  |  |  |
| 78   | 6.5                | 2.8             | 3.1         |  |  |  |

資料出所: SAF (スウェーデン経営者連盟)

#### お 願 い

会員の皆さんのご投稿をお願い致します。

編集部

# 報道オンブズマン Thorsten Cars 氏来日

2月5日スウェーデン大使館において、報道オンブズマン (PO) Thorsten Cars 氏によるワーク・ショップがもよおされた。

スウェーデンでは新聞自由法により記事内容の自由緩和が進んだ結果、その対抗力として新聞 に対する統制力が必要となり、現在、スウェーデン新聞諮問委員会やPOが設立されている。新 聞業界には、ナショナルプレスクラブ、スウェーデン新聞発行者団体、スウェーデンジャーナリ スト連盟の3団体があり、これらにより新聞協力合同委員会ができているが、それは個別的な問 題を解決することはできない。POはその個別的な苦情にあたるものである。議会オンブズマン (JO)、弁護士会会長、新聞協力合同委員会会長により選出されるPOは、新聞社への一般市 民からの苦情申し立てについて調査し、問題があればその新聞社に対し譴責できる権限をもって いる。しかし、なるべくならば自発的に記事を訂正するように仕向けている。また、苦情がPO で解決できないような重大問題であれば、各新聞団体より選出された3人と、一般市民、弁護士 会会長より選出された2人の合計5人と、それら5人によって選出された議長(普通最高裁判 事) 1人より構成される新聞諮問委員会に回され審議される。 POが取り上げる苦情は個人に関 するもののみであり、それ以外は認められない。たとえば、1980年の実績によれば、苦情件数は 476 件、 そのうち80%は却下、10%はPO自身が譴責し、残り10%のうち3分の2が諮問委員会 の譴責するところとなっている。つまりPOは、記事の対象が特定であると認めた苦情のみ取り 上げるのである。更に、諮問委員会に回される苦情に対する調査は、それ以前にPOによって終 了しており、委員会は判断を下すのみである。そして、POや諮問委員会によって譴責された新 聞社は、譴責声明文を自社紙上に必ず掲載し、科料を納入しなければならない。更に、この譴責 声明文は、諮問委員会により年に5~6回発行される定期刊行物に全て掲載される。

POは一般市民の信頼を得ており、新聞関係者からもその活動が評価されているといえよう。

(内藤英憲 記)

### ≪研究会ニュース≫

# 第 4 回 福 祉 研 究 会

当研究所のシリーズとして連続開催の福祉研究 会の第4回目は、小野寺百合子理事を講師として、 去る2月21日(土)午後2~4時、20名を越える 参加者を迎えて、研究所で開催された。

かっての貧しかったスウェーデンは、平等化政 策の推進により、典型的な福祉国家となった。と くに今日では総合の原理により、老人福祉は質的 にも向上し、自立と連帯が確保されていることを、 歴史的、体験的、かつ統計的に、しかもわが国と の比較においてとらえられ、問題点の指摘もなさ れた。

その後、老人福祉を支える財政問題その他についての熱心な質疑応答、さらに討議にまで発展したが、参加者はいずれも深い感銘を受けたことであった。 (中嶋 博 記)

## <福祉研究の予告>

#### 第5回 福祉研究会は下記を予定しております

4月25日(土)午後2時~4時 藤田千枝子氏によるスウェーデンの児童福祉――家庭像から考える。 於、当研究所

#### 第6回 福祉研究会

5月には、過去の福祉研究会のまとめとして、当研究所理事の庭田範秋慶応義塾大学教授が講演を行われる予定であります。

# スウェーデンに関する最近の著書論文

Recent Papers on Sweden

#### 菱木昭八朗 (専修大学教授)

○ 1976年スウェーデン親子法の改正

専修法学論集 No. 28 1978

○ 改正スウェーデン年次休暇法

専修法学論集 No. 30 1979

○ 離婚と離婚扶養と財産分与

----スウェーデンの場合 ----

婦人公論 No. 3 1980

○ スウェーデン男女雇用平等法

友 愛 5 1980

○ スウェーデン男女雇用平等法 スウェーデン社会研究月報 No. 7.8 1980

フォルケ・シュミット教授の死を悼んで スウェーデン社会研究月報 No. 10 1980

○ スウェーデン男女雇用平等法

婦人と年少者 54. 1980

○ スウェーデン親子法における養子縁組と 親子の面接交渉権――スウェーデン最高裁 判所判例を中心として――

専修大学法学論集 No. 33 1981

○ スウェーデン・プライバシー立法の現状 と将来

データ法改正とマスメデイアによるプライバシー侵害に対するスウェーデンプライバシー委員会調査報告書 (SOU 1980:8)を中心として

ジュリスト増刊号――情報の公開 とプライバシー特集号―― (1981.4月刊行予定)

### ≪SIP=ュース≫

### スウェーデンの公定歩合12%に引上げ

スウェーデン中央銀行 (Swedish Riksbank) は公定歩合を1月21日よりこれまでの最高12%に引上げた。この引上げはクローナを防衛し、又最近の通貨の流出に対処するためのものである。過去3週間にスウェーデンの通貨の流出は30億クローナ(邦貨約1,710億円)にも昇っている。

公定歩合は1980年1月中旬に各国のレートに合わせて調整するために9%から10%に引上げられた。1979年7月の6.5%から4回目の引上げであった。スウェーデンの公定歩合は今回12%に引上げられたため、OECD諸国の平均レベルより僅かに上廻ることになるという。

公定歩合引上げは金融引締政策を導入するための一連の対策をともなうものと思われがる、特に銀行の新規個人貸出しのわくは抑制されることになろう。

### 1980年の貿易は停滞を示す

中央統計局の中間発表によれば、スウェーデン の1980年の貿易は107億クローナ(6,099億円)の 赤字となり、これに比較すると1979年は47億6,000万クローナ(2,713億2,000万円)の赤字であった。

輸入は 時価にして 15 % 増の 1,415 億クローナ (8兆655億円) で輸出は11%増の 1,308億 クローナ (7兆4,566億円) であった。

12月は輸出超過を示した唯一の月であり、輸出が 119億クローナ(6,783億円)で、輸入が115億クローナ(6,555億円)であった。1979年の 10 月から12月に比べると1980年の第 4 四半期はやや好転の状況を示し輸出は時価にして 4 %上昇し、輸入は変らなかった。

量にすると1980年代第4四半期には輸出は約5%落ちこみ、輸入は10%近く減った。1980年全体で見ると輸出は量にして前年に比して約2%減、輸入は1%減であった。

# スウェーデンの失業者数

スウェーデンの労働者数は1980年12月に430万人となり、これは16歳から74歳までの成年の総計の71.1%にあたる。12月の失業者数は86,000人で全労働者数の2%であった。1980年11月は2.2%、1979年12月には1.7%であった。

# 高令化社会視察調査団へのお誘い

1980年以降"迫り来る高令化社会"が現実となってくることは最早衆知の事実となりました。しかも日本では 高令化のテンポの凍さとピークの高さが西欧先進諸国に例をみないという切実さをもっていると推定されており ます。我々としてはそうした現実に柔軟に対応し、新しい進路を切開いていかなければなりません。

スウェーデンは、一足先に高令化を経験し既存のコースの延長を走らず且つ福祉精神を崩すことなく豊かな生 活を追求しつつ、現代社会に生きる道を開拓している先進国と言えましょう。そこには我国の体質改善に資すべ き豊富な実例があり、又多くの示唆があるものと確信致します。そしてすでに完全な成熟社会に達し高度の福祉 社会を実現して来ている西欧先進諸国の歴史を学び、その現在におけるシステム特に国と地方自治体と企業(職 域)の機能と役割並びにその関連施設の実態をつぶさに視察する必要があると思われます。

当研究所が主催するかかる意味での視察団は、今回で6回目となります。この度も従来と同様に在日スウェー デン大使館を始め現地のSWEDISH INSTITUTEその他各国関係先のご支援ご協力によりまして、 大きな成果を挙げ得るものと信じております。なお、本視察団のコーディネーターは、日経連理事、財形福祉協 会常務理事、当研究所理事の佐々木大がお勤めいたします。同氏はヨーロッパ諸国を度々訪れ此度の視察研究分 所長平田富太郎 野に精通し皆様方のお役に立つと存じます。

視察先一覧(予定) 昭和56年8月22日~9月6日(16日間) H 程

| 都                              | 市  | 視   | 察                        | 先           | 備       | 考   |
|--------------------------------|----|---|--------------------------|-------------|---------|-----|
| ストック<br>(スウェ                   |    | <ul><li>・厚生省、社会福祉事</li><li>・スウェーデン産業連<br/>職員組合(SKTF</li></ul> | 盟又は経営者連盟(                |             | <b></b> |     |
|                                |    | ・雇用促進庁、労働市<br>・社会保険庁(年金)                                      | 場庁(AMS)<br>、SPP (Swedish |             |         |     |
|                                |    | Society Mutual Co)  ・代表的企業ATLAS COPCO AB (械機工業)               |                          | 人事労務<br>の懇談 | 担当者と    |     |
| -                              |    | ニュータウン ・老   | :人病院<br>                 |             |         |     |
| マル                             | ^  | ・市役所(福祉部)   |                          |             | HEDLÉ   | N部長 |
| (代表的地                          |    | ・老人ホーム・<br>ルンド大学  |                          |             | LECTU   | RE  |
| コペンハ                           |    | ・日本大使館  |                          |             |         |     |
| ジュネーブ<br>(スイス)                 |    | ILO   |                          | 社会保障        | 社会保障専門官 |     |
| デュッセルドルフ<br>(西 独)              |    | INSTITUTE OF D. G. B. (経済社会科学研究所)                             |                          | 組合研究        | 組合研究所   |     |
| パ<br>(フランス) ARRCO (職業別協約年金連合会) |    |   | 協約年金                     | 関係          |         |     |
| ロンド                            |    | ・社会保障庁  |                          |             |         |     |
| (英                             | 国) | • TRADE UNION (   | CONGRESS                 |             |         |     |

旅行費用……830,000 (25名以上の場合) 旅費、宿泊料、食事代、バス代を含む。

お申込み お問合せ……社団法人 スウェーデン社会研究所 電話 03-212-1480・1447

又は 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 西山興業東銀座ビル 株式会社ユニバーサル航空サービス 電話 03-562-3471~8